

財団法人 大阪府社会保険協会 寄附行為

昭和 24 年 1 月 10 日 設立許可
昭和 25 年 4 月 28 日 寄附行為一部変更
昭和 25 年 12 月 2 日 寄附行為一部変更
昭和 28 年 5 月 6 日 寄附行為一部変更
昭和 42 年 4 月 3 日 寄附行為一部変更
昭和 43 年 7 月 24 日 寄附行為一部変更
沿革 昭和 57 年 3 月 26 日 寄附行為一部変更
昭和 60 年 3 月 27 日 寄附行為一部変更
平成 5 年 9 月 3 日 寄附行為一部変更
平成 7 年 4 月 28 日 寄附行為一部変更
平成 8 年 3 月 29 日 寄附行為一部変更
平成 10 年 5 月 21 日 寄附行為一部変更
平成 12 年 4 月 1 日 寄附行為一部変更
平成 12 年 7 月 17 日 寄附行為一部変更
平成 14 年 6 月 28 日 寄附行為一部変更
平成 15 年 2 月 28 日 寄附行為一部変更
平成 16 年 6 月 28 日 寄附行為一部変更
平成 16 年 11 月 9 日 寄附行為一部変更
平成 17 年 4 月 22 日 寄附行為一部変更
平成 19 年 4 月 16 日 寄附行為一部変更
平成 20 年 4 月 11 日 寄附行為一部変更
平成 21 年 4 月 8 日 寄附行為一部変更

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人大阪府社会保険協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を大阪市西区京町堀 1 丁目 3 番 13 号 辰
巳ビル 2 階に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、大阪府の区域内において健康保険、厚生年金
保険等（以下「社会保険」という。）の被保険者、被保険者で
あった者及びその被扶養者（以下「被保険者等」という。）の
健康並びに福利の増進を図るとともに社会保険制度の普及並
びに事業推進に協力を行い、もって社会保険制度の円滑な運
営に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事
業を行う。

1. 被保険者等の福利増進及び健康保持増進に関する事業
2. 社会保険制度の普及、発展に寄与する事業
3. 社会保険事業の円滑な運営を図るために必要とする事業
4. 社会保険制度に関する調査研究等の事業
5. 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 資産、会計及び事業計画

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

1. 設立当初の財産目録に記載された財産
2. 会計年度における、次に掲げる収入
 - (1) 資産から生ずる収入
 - (2) 寄附金品
 - (3) 事業に伴う収入
 - (4) 会費収入
 - (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初に、基本財産として指定された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 評議員会において、運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産
3. 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

2. 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し又は国債、公債その他安全確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができ

ない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事数の4分の3以上の議決及び評議員会の同意を得、かつ大阪社会保険事務局長の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産を持って支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に理事会の議決及び評議員会の同意を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第11条 会長は、毎会計年度終了後2ヵ月以内に、事業状況報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等を作成し、監事の監査を経て、理事会及び評議員会の認定に付さなければならない。

(長期借入金)

第12条 この法人の資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を得、かつ大阪社会保険事務局長の承認を得なければならない。

(特別会計)

第13条 国等からの委託事業は特別会計とする。

2. 特別会計に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 会 員

(会 員)

- 第15条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同して入会し、大阪府に所在する社会保険の適用事業所の事業主とする。
2. この法人の会員には、理事会の議決を経て、前項に規定する者以外の者を賛助会員とすることができる。
3. 前各項の規定により入会または退会しようとする事業主等は、入会または退会の意思をこの法人に示さなければならない。

(会 費)

- 第16条 会員は、この法人の運営に要する会費を負担しなければならない。
2. 前項の会費に関する事項については、理事会の議決を経て別に定める。

第 4 章 役 員

(種別及び定数)

- 第17条 この法人に次に掲げる役員を置く。

- | | |
|---------------------------------|------------|
| (1) 会 長 | 1 人 |
| (2) 副 会 長 | 1 人 |
| (3) 専務理事 | 1 人 |
| (4) 常務理事 | 1 人 |
| (5) 理 事 (会長、副会長、専務理事及び常務理事を含む。) | 20人以上30人以内 |
| (6) 監 事 | 2 人 |

(選任等)

- 第18条 理事及び監事は、会員の中から評議員会において選任する。
- ただし、必要がある場合は、学識経験者を選任することができる。
2. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は理事の互選により選任する。
3. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
4. 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し登記簿の謄本を添え遅滞なく、その旨を大阪社会保険事務局長に届け出なければならない。
5. 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を大阪社会保険

事務局長に届け出なければならない。

(職 務)

第19条 会長は、この法人を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
3. 専務理事は、この法人の会務を掌理する。
4. 常務理事は、この法人の常務を処理する。
5. 理事は理事会を構成し、業務を議決し執行する。
6. 監事は、次の業務を行う。
 - (1) 法人の財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(任 期)

第20条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第21条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事数及び評議員数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。ただし、理事会及び評議員会において、その役員に対し、議決の前に弁明に機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他、役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

第 5 章 理 事 会

(構 成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第23条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、次の事項を議決する。

1. 事業計画、収支予算を定めること。
2. 事業報告、収支決算を認定すること。
3. その他会長が必要と認めたこと。

(種類及び開催)

第24条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は、毎年2回開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
 - (3) 監事から財産の状況及び業務の執行の監査結果にもとづき招集の請求があったとき。

(招 集)

第25条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長は前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。
4. 理事会には、顧問も出席し意見を述べることができる。この場合において議決権は有しない。

(議 長)

第26条 理事会の議長は、会長が当たる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第28条 理事会の議事は、この寄附行為で別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議

長の決するところによる。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事数

(3) 出席した理事の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者については、その旨を付記すること。）

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人2人以上が、議長と共に署名押印しなければならない。

第6章 評議員、評議員会及び顧問

(評議員)

第31条 この法人に、評議員30人以上50人以内を置く。

2. 評議員は、別に定める各支部に所属する会員の中から各2名を理事会において選任し、会長がこれを委嘱する。ただし、必要がある場合においては、学識経験者を選任することができる。

3. 評議員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

4. 評議員には、第20条第2項第3項及び第21条の規定を準用する。

この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会の構成)

第32条 評議員会は、評議員をもって構成する。

(評議員会の権能)

第33条 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか次の事項について審議し議決する。

1. 事業計画及び収支予算に関すること。
2. 事業報告及び収支決算に関すること。
3. 基本財産の処分及び長期借入金に関すること。
4. その他、理事会で必要と認めた事項。

(評議員会の種類及び開催)

第34条 評議員会には、第24条第1項及び第2項第3項の(1)、第25条第1項第3項、第26条、第27条、第28条、第29条及び第30条を準用する。

この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは「評議員会」及び「評議員」、第27条中「3分の2」とあるのは「3分の1」にそれぞれ読み替えるものとする。

2. 評議員会には、理事・監事及び顧問も出席し意見を述べることができる。この場合において議決権は有しない。

(顧問)

第35条 会長は、理事会の議決を経て学識経験者又は、この法人に功労のあった者を顧問に委嘱することができる。

2. 顧問は、この法人の事業運営に必要な指導助言を行うことができる。

第7章 支 部

(支部の設置)

第36条 この法人は、各社会保険事務所の管轄地域ごとに支部を置く。

2. 支部の設置その他必要な事項については、理事会の議決を経て別に定める。

第8章 事 務 局

(設置等)

第37条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2. 事務局には、必要な職員を置き会長が任免する。

3. 事務局の組織運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第9章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第38条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事数及び評議員数の4分の3以上の同意を得、かつ大阪社会保険事務局長の認可を得なければ変更することができない。

(解 散)

第39条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事数及び評議員数の4分の3以上の同意を得、大阪社会保険事務局長の承認があったとき解散する。

(残余財産の処分)

第40条 解散後の残余財産は、理事会及び評議員会の議決を経て大阪社会保険事務局長の許可を得、この法人と類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第10章 雑 則

(委 任)

第41条 この寄附行為の施行について必要な事項は、寄附行為で定めるほか理事会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

1. 財団法人社会保険協会大阪府支部（大阪府中央区大手前之町1番地）の権利義務は、この法人設立の日においてこれを承継するものとする。

2. この寄附行為は、大阪府知事の認可があった日から施行する。

3. 第18条及び第31条の規定による役員及び評議員が就任するまでは、旧寄附行為の規定による役員及び評議員がその職務を行う。

附 則

(施行期日)

1. この寄附行為一部変更は、大阪府知事の認可があった日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この寄附行為一部変更は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この寄附行為一部変更は、大阪社会保険事務局長の認可があった日から施行する。